

本多忠升ただかたの『旅の夢』について

若林 喜三郎

はじめに

本多康彦家に襲蔵される伊勢神戸藩関係の古文書は、戦災などのため、かなりの量が失なわれている由であるから、何ともいえないが、藩主自身の筆をもって、施政方針を示した訓成書の如きものは、ただ一点より伝わっていない。五代藩主忠升自筆の『旅の夢』がそれである。

『旅の夢』とは、忠升が、その子第六代忠寛が七代藩主として出羽新庄藩主戸沢家から迎えた忠貫ただつらの、安政四年四月の初入部に当たって、祖父として与えた処世訓を内容とするものである。

実は、忠升自身が、神戸藩主本多家の本家である膳所藩主本多康正の弟で、享和三年三月、神戸藩主本多忠脩ただよしの養子として、その家督を嗣いだものであった。それゆえ、養子の立場と心得については、充分な体験をもっていたといえる。それに忠升は文雅の才をもって聞えたが、経学についても古賀精理の高弟で、神戸にその学風を旨とした学校を建てた、という好学の士であった。

神戸藩主本多家では、初代忠統は徂徠学に傾倒し、若年寄として將軍吉宗の期待にこたえたが、忠升は寛政期の時流にしたがい、朱子学を奉じたものである。忠升の『旅の夢』の成立も、その教養の成果とみることができであろう。

以下、『旅の夢』の紹介にあたって、忠升・忠寛二代にわたる治績を概観し、理解の便に資したい。それについて、すでに筆者は、次の通り関係論文三編を本誌に寄稿した。

①明治三年神戸藩の藩制取調書（本誌・第一五号）

本多忠升の『旅の夢』について

本多忠升の『旅の夢』について

②本多領神戸藩の成立とその歴史的背景(同・一六号)

③本多康彦家襲臈若年寄関係文書について(同・一八号)

史料整理の都合上、時代を追って叙述するというわけにはゆかず、①は最後の藩主忠貫の治績を主とし、②③では初代忠統の治績を主として概観することとなった。それに対して本稿では、寛政期から安政期にかけての忠升・忠寛二代の治績を中心とし、神戸藩政の後期の大勢を概観することとなるのである。

史料としては本多家の二代の『家譜』を基本とし、問題によっては、御用人武井房雅の手輯『九早抄』^(巻)および『神戸平原地方郷土史・前編』・『鈴鹿市史・第二巻』などの記述を援用し、さらにそれらをもって補足(おのおの九・平・鈴と付記した)作製した「本多忠升・忠寛二代の略歴」を掲出することとした。

(注) 九早抄 神戸藩の記録集。編者は重臣武井房雅。天保五年の序文がある。雪・月・花の三巻に分かれるが、「膳所御条目之写」を冒頭におき、内容は、折々の法令のほか種々雑多、年代も延宝期を最古とするが、配列の順序は不同である。膳所・神戸両藩史の研究には不可欠の参考書である。

一、本多忠升^{ただかた}の治績

忠升の襲封は、享和三年である。日本歴史の上からみれば、松平定信の寛政改革を経て、町人文化の爛熟期、国内市場の展開期として注目されるいわゆる化政期開幕の時代であった。そして、忠升が領主権を悴忠寛にゆずって高輪屋鋪に隠栖したのは、天保十一年で、水野忠邦が鋭意幕政改革に着手したのは、その翌十二年であった。

つまり、寛政改革から天保改革にわたる激動の時期であったということがいえる。もとより、「本多忠升略歴」をみても格別な急変も認められないが、それでも、その時代の特相を探し出すことはできるであろう。

まず、一万五千石級の忠升の常役としては、將軍の東叡山参詣の後め、日光祭礼奉行代、江戸城各門の門番、大坂加番代、変わったところでは聖堂近辺火事の節聖像遷座御用というのがある。参勤交代も型の如く、江戸・神戸間を十日間ほどで往来しているわけであるが、文化十二年七月一日には、江戸を出発したが戸塚で発病、九日間滞留したのち江戸に帰り、そのまま江戸滞留願を出して十四年八月に至って帰国してい

る。つまり、病気のゆえに一回分交代を抜いてもらったのであるが、天保六年にも、同十年にも江戸滞留を出願し許されている。そして、十一年には江戸滞留のまま隠居をしてみたのである。

参勤交代費と江戸の消費生活が諸藩の財政を圧迫したことは周知の通りである。そして、この『家譜』でみる通り幕府の公務は毎年確実に課せられており、病気を理由に滞府しながら、その公務は果たしているのであるから、交代旅行の省略による費用の節減は大きなものであったし、幕府としても事情は承知の上で許容していたのではないかとさえ考えられる。

この小藩でも財政困難は例外である筈もなく、忠升の襲封早々の享和三年九月には、道具類など売払えという先代の遺命を伝え、衣食など日常消費生活に節約を旨とする、十三才の新君の心がけを述べて、家中一統節約を守り、御奉公に勤めることをすすめている。

財政困難の元因の一つに自然災害があった。忠升襲封の前年、享和二年九月近畿一円の大風水害で、神戸藩領内も大洪水に見舞われ、自力では修復困難であるとして、国役普請を出願している。藩主忠倉は翌三年正月死去したため、忠升はそれに続いて請願を出し、ついに同年五月、その許可を得た。そして、忠升の時代には文化十二年六月にも全国的な風水害のため同様な請願を出し、翌十三年三月許可を得ている。

次で化政期は、生産交通の発達は著しく、国内市場の形成期と認められているが、『家譜』によると、その象徴的表現が文化五年十一月の神戸宿人馬賃銭の割増許可であった。来六年から一〇年間一割増とするもので、以後五年・一〇年と年割を切って出願しては許可されているから、永久的値上げと考えてよいであろう。もとより宿町維持のための必要措置であった。

忠升の業績の中で注目すべきものに、教学の振興がある。彼の文雅の名声については特筆すべきものがあつたが、財政難の中から家中の子弟教育のため藩校教諭堂を建てた。忠升は古賀精理の門弟であつたから、当然朱子学を主としたもので、当時の幕府の教学方針に従つたものであつた。しかし、『神戸平原地方郷土史』によると、当時の幕藩政治の繁文・縛礼を指摘し、忠升がこの弊から脱脚しようとして、「諸役向の義一々上役の差図のみにて相勤むるの風を停止せよ」と厳命したというのは（前編、七六頁・二二二頁）、政務についての彼の見識を示したものとよく、「旅の夢」の中で、言路を開き、下からの進言をとりあげてすすめているのは、その素志であつたことがわかるであろう。

この一条は、このような小藩で、禄高の格差の少ない家臣間での階層制維持に関する問題を含んでいると思われるので、それにつき考察しておきたい。

本多忠升の『旅の夢』について

本多忠升の『旅の夢』について

まず、この出典である『九臯抄・雪』の「文化十一戊年五月廿三日被仰出候」をみると、左の如くである。

先年戊段々申付候通、諸役向之義、兎角何事も家老共へ一々其差函を受相勤候風義退兼候、扱々歎ケ敷事ニ候、以来決而左様之筋無之、一役一職申付候上者、其役向之事如何様ニも心志を尽し可相勤候、依之上役之差函而已ニ而相勤候事一切無之（下略）

これによると、その意向はすでに早くから領主側からは示されていたらしいが、この諸政停滞期にあたり、ことさら下役らの自発性の乏しい無気力な勤めぶりを矯正するのを目的として指摘したようである。

しかるに、その翌々年、文化十三年九月に至って「御直筆を以左之通被仰出候」なる条目がある。

近來席々之格位差別相立兼候ニ付而ハ、支配頭ハ勿論、上下之席ニ相互ニ心得違有之、支配頭上席ハ支配下之席へ格外丁寧之会釈・挨拶等いたし、支配下之席ハ支配上之席へ者失礼之義も有之候様相聞候、已來ハ急度相改、夫々之職役・格位を不取失候様可致候（下略）

この指摘は、前述文化十一年の下命とは一見矛盾するようにみえる。しかし、この文に引続いて、

役筋ニ而申出候義少しも遠慮致間敷候、先達而も中達候通、其役々之者支配下其外勤向之義、自分之了簡を以致決断候上可申出、聊之義重役共へ内聞令致相勤候之義有之間敷候（下略）

とあるところより、その趣意を察することはできるであろう。

引続き、文化十四年に至って、御家老・御用人・御物頭・御馬廻り・御小姓・御徒から小頭に至るまで、往來・同席・文通・会釈などについて申合せを行い、一々役職毎に覚書を作らせているのは、その趣旨を徹底させようという意図のあらわれとみることができるであろう。

つまり、『九臯抄・月』の「文化七年六月御改正御家中分限帳之写」によっても、御家老といっても最高二三〇石、次の御用人・御馬廻りで一五〇石どまりという禄高格差の少なさからは、上層部といっても中・大藩からみれば、下級侍程度のものであるから、彼らの威厳を保たせるため、余程きびしい階層格差を維持させねばならず、さればと云って下層部の発言を妨げては、諸政の渋滞を来たすおそれがある。

下層部に充分発言させながら、且つ階層秩序はきびしく維持せねばならない。つまり、財政策を中心として化政期は大きな転換の時期に入りながら、幕藩政治は形式主義を脱しきれない弊にとらわれていたのであるから、藩政の推進にはこのあたりに大きな政治力が要求されるとみられたのであった。

文人政治家本多忠升の苦心はここにあり、養係忠貫への期待もまたこのあたりにあったとみてよいであろう。

第1表 本多忠升略歴

年次	年齢	月日・特記事項	この年
寛政 3	1	10・9 於江戸誕生、父本多康年	
享和 3	13	1・16 養父本多忠尙の桜田新橋内屋舗へ移居	10
		2・14 家督相続	23
		2・22 養父忠尙願いおきの通り領地洪水修理のため国役普請再願	11
		5・11 右願の通り許可	12
		6・19 東叡山御参詣還御後固め	25
		9・1 領内に儉約令公布(鈴)	
文化 3	16	5・7 東叡山御参詣還御後固め	
		10・1 將軍家齊に初めて御目見	
5	18	4・19 聖堂近辺火事の節聖像遷座御用	13
		6・19 五節旬月並登城の儀	26
		6・21 袖留(元服)	
		7・5 前髪執	
		11・25 神戸宿人馬賃錢一〇年間・割増許可	14
		12・11 従五位下、任丹後守	27
6	19	6・16 江戸発、6・25 神戸着	
		7・19 神戸発、7・30 着府	
7	20	9・2 日光御祭礼奉行代	この年
		2・27 婚姻整(松平忠告女)	文政元
8	21	4・2 一橋御門番	28
		10・9 江戸発、10・19 神戸着	
		5・13 神戸発、5・18 沼津にて病氣滞留、5・23 着府	
		8・15 半蔵口御門番	
		学校を移し教諭堂と改称(平)	
		3・1 病氣養生のため下屋舗へ歩行願、7・15 江戸発、7・24 神戸着	
		5・23 上役の指図のみに頼らず自発的勤務を厳命(九)	
		8・21 神戸発、9・4 着府	
		2・15 馬場先御門番、7・1 江戸発、戸塚止り府中病氣のため滞留、7・10 着府	
		8・6 滞府願	
		8・27 当夏勢州領地洪水、破損修理のため国役負請願	
		差出	
		12・8 病氣のため、来春中まで滞府養生願	
		3・5 病氣のため、参勤時節まで滞府養生願	
		3・14 国役普請願の通り許可	
		9・27 職階の差別を令する(九)	
		4・20 東叡山御霊屋御参詣還御後固め	
		8・5 江戸発、8・14 神戸着	
		10・21 町在へ下され米、町役人に給米(平)	
		12・22 外桜田新橋屋舗、神田橋御門外と屋舗替え	
		御家老以下各役職毎に申合覚(九)	
		3・町方貧窮者に救米、老人扶持米(平)	
		11・24 神戸宿人馬賃錢五年間割増許可	
		12・16 神戸発、12・25 着府	

本多忠升の『旅の夢』について

本多忠升の『旅の夢』について

文政	2	2・11 改伊予守、実名改忠升
	3	8・5 江戸発、8・14 神戸着
	30	2・2 神戸へ奉書を以て大坂加番代
	31	4・13 神戸発、4・21 着府
	32	5・28 江戸発、6・9 神戸着
	33	7・25 神戸発、7・28 大坂着、8・4 御城入
	34	8・4 交替相済、大坂発、8・19 着府
	35	11・10 ^(カ) 江戸発、11・20 神戸着
	36	5・23 神戸発、6・7 着府
	37	6・22 一橋御門番
	38	9・2 日光御祭礼奉行代
	39	4・2 日光御祭礼奉行
	40	4・9 病気につき右御免
天保	1	6・26 江戸発、7・5 神戸着
	2	11・20 神戸宿人馬賃銭一〇年間割増許可
	3	5・21 神戸発、5・30 着府
	4	6・14 一橋御門番
	5	9・2 日光御祭礼奉行
	6	9・13 江戸発、16 日光着、17 日光発、19 帰府
	7	6・23 江戸発、7・3 神戸着
	8	俣約令、町郷役人給米停止(平)
	9	7・11 神戸発、7・20 着府
	10	8・15 馬場先御門番
	11	12・2 神戸宿人馬賃銭一〇年間割増許可
	12	7・1 江戸発、7・9 神戸着
	13	5・12 神戸発、6・2 着府
	14	6・14 和田倉御門番

天保	2	7・28 江戸発、8・11 伊勢参宮、8・13 神戸着
この年	3	町郷役人給米復旧(平)
	42	5・13 神戸発、5・22 着府
	43	7・1 和田倉御門番
	44	6・18 江戸発、6・26 神戸着
	45	5・9 神戸発、5・18 着府
	46	8・16 馬場先御門番
この年	6	武井房雅『九臯抄』を撰す(平)
	7	閏7・11 病気につき滞府願
	47	3・14 病気につき夏参勤まで滞府願
	48	4・25 病気快方につき下屋舗へ步行願
	49	6・19 和田倉御門番
	50	6・22 徳川家慶將軍となる
	51	7・11 江戸発、7・21 神戸着
	52	4・27 神戸発、閏4・5 着府
	53	11・7 神戸宿人馬賃銭一〇年間割増許可
	54	2・16 馬場先御門番
	55	3・5 家慶より御朱印(領知状)於御城頂戴
	56	8・14 病気につき滞府願
	57	3・12 病気につき参勤まで滞府願
	58	6・14 竹橋御門番
	59	9・20 願の通り隠居、9・23 高輪屋舗へ移居
天保	ころ	12・9 改上総守
安政	4	江戸にて本多家代々の重宝売立て計画(鈴)
	67	4・25 剃髪、改味翁
	69	6・25 『旅の夢』を著す
		8・22 於江戸死去

二、本多忠寛ただひろの治績

忠寛は天保十一年九月、父忠升の隠退により十四才にして家督相続、水野忠邦の天保改革という幕政の嵐の中で、藩政を背負うこととなる。しかし、彼は蒲柳の質であつたらしく、幕末期の内憂・外患、まさに風雲急を告げる安政四年、三十二才の若さで隠居、十五才の養子忠貫を迎えることとなつたのである。父の忠升が養孫のために訓戒の書を遺した理由も理解できるであろう。

忠寛の初世を脅やかしたのは、天保十四年、水野忠邦の改革の一環として発令された江戸・大坂周辺一〇里四方の上げ地令で、このとき神戸藩は、ドル箱ともいべき河内長野地区の領地がその候補地としてあげられたのであつた。しかし、幸にしてこの案には反対者が多く、間もなく廃案となつたので、神戸藩でもほっと胸を撫で下ろしたものであつた。

次に、財政補給手当として領内外の富裕民に御用金を負課する事例が目立っている。そして、その反対給付として、苗字帯刀許可、本字（本多家の替紋）御紋付袴下賜をもつてしているのも、当時の通例であつた。

さらに、有名な安政元年六月の大地震が、藩財政の悲況を増幅した。当時在邑中であつた忠寛は、城内外の大破、窮民の手当てのために九月まで参府延期許可願いを出し、また同年十二月、幕府に向つて一五〇〇両の拝借を出願して認可されている。かつて先代忠升は領地の洪水の損害修理のために、国役普請を許可されているが、譜代小藩のうけた恩恵ということができるといふであろう。

『旅の夢』には、大地震のほか「又々大風雨にて処々再度の大破」と特記されているが、『家譜』には特別の記述はない。おそらく安政元年・同二年七月の風水害のことを指しているのであろう。

忠寛は、安政四年二月、戸沢正実の弟内膳忠貫を養子に迎え、同年四月、三十二才をもつて隠居した。忠貫は、同年二月十一日飯倉町屋鋪より養父本多忠寛の神田橋外屋鋪へ移り、即日婚姻が整つた。夫人は忠寛の養女である。さらに四月朔日將軍家定に初めて御目見、同二十六日家督を受け、同日初任務として竹橋御門番を命じられた。

忠貫の神戸への初入部は同四年六月で、このときにあたり養祖父忠升の『旅の夢』が書かれたのであるが、後述するその記事によつても知られるように、忠貫は若年ながら、この難局にあたり、この弱小藩をひきいて、誤りなく泳ぎきるに足る人物であつたと思われる。

本多忠升の『旅の夢』について

本多忠升の『旅の夢』について

ここで、忠貫の業績について述べるべきであるが、時間の都合で、いまは拙稿「明治三年神戸藩の藩制取調書について」のなかの、簡単な記述によって、その大略を推察してほしい。

右の拙稿は、明治三年の神戸藩の藩制取調書を分析したものであるが、終局的には幕末動乱期から明治初頭の版籍奉還に至るまで、神戸藩では最後の藩主本多忠貫の治績をかたるものであった。重要課題であった藩財政の展望もその中にみられるのであるが（歳入・歳出見込調書）、まさに幕末期神戸藩の財政政策の総決算として注目すべきものであろう。

第2表 本多忠寛略歴

年次	年齢	特記事項
文化 10	1	1・20 於神戸誕生
天保 7	10	10・28 神戸発、11・11 着府
11	14	7・28 將軍家慶に初めて御目見
12	15	8・3 五節旬月並登城、帝鑑問詰
		9・20 家督相続
		1・14 竹橋御門番
		4・13 袖留
		6・25 前髪執
		12・16 敍従五位下、任伊予守
この年		水野忠邦改革に着手
13	16	11・16 来四月日光御参詣につき、来二月中在所へ御暇下されるが、御参詣相済むまで在城下命
14	17	2・11 来年参勤まで在邑許可
		2・25 江戸発、3・5 神戸着
		6・15 大坂御城最寄一円御料地とする御趣意につき河州領分上げ地下命
		9・8 上げ地令中止
嘉永 元	4	
22	21	
弘化 2	19	
この年		5・23 神戸発、6・4 着府
		6・26 一橋御門番
		9・7 日光御祭礼奉行代
		3・22 神戸町人に対し御用金依頼（鈴）
		4・2 日光御祭礼奉行
		4・8 日光へ御暇
		4・13 江戸発、4・16 日光着
		4・17 日光発、4・19 帰府
		6・18 江戸発、6・27 神戸着
		水野忠邦失脚
		庄野宿森弥三郎よりの天保十二年の借金五五〇両を一五年賦とする（鈴）
		閏5・18 神戸発、閏5・29 着府
		2・2 大坂加番代
		3・9 江戸発、3・25 神戸着
		5・11 神田橋御門外明地御預御免
		7・27 神戸発、7・30 大坂着
		8・4 御城入
		8・4 御城内交代相済大坂発、8・22 着府

2	23	11・22 神戸宿人馬賃錢、○年間割増許可 4・26 竹橋御門番 7・1 在所へ御暇、8・23 病氣につき、九月中まで滞府願	この年	米使ハリ浦賀に来る
3	21	12・23 同じく来春中まで滞府願 3・20 病氣同届につき当夏参勤時節まで滞府願 6・18 於東叡山故將軍吉宗百回忌御法事につき警固 9・2・橋御門番	この年	6・15 在所表大地震にて城内外大破、窮民手当差込等のため九月中まで参府延引願 9・5 神戸発、9・15 着府 9・25 参勤の御礼、病氣につき使者を以て上申 11・15 神戸城当夏地震にて倒損につき修復願 12・7 右のため、互○両拝借願
4	25	6・23 病氣快方につき下屋鋪へ歩行願 8・21 江戸発、9・8 神戸着	この年	神戸町役人らを借受人として近在の富裕民から、○○○両を借金(鈴)
5	26	間2・11 実名改忠寛 5・18 神戸発、5・28 着府 6・14 橋御門番	安政 2	3・5 將軍の領知状下付、病氣につき名代中野清延登城頂戴
6	27	神戸町人に六三○兩御用金を課し、苗字、帯刀を許可(鈴) 6・26 江戸発、7・6 神戸着	安政 30	8・15 竹橋御門番 2・9 戸沢正実弟内膳忠貫婚養子 4・26 忠貫藩主となる 12・20 死去
			明治 18	59

三、『旅の夢』(装禎木袋綴・果付四枚)

(題箋)
旅濃夢

昨年当家に被引移、祝式向家督方端無滞相濟、今般在所表ニ初而御暇蒙仰、重々日出度、老人初ニ統安休至極候、初秋朔者早や発途之旨、初而の入国、万民徳輝を仰候処と察入候、しはしの離別ニ者候得共、各天面話も難相成残情不少候、折角氣先能長途旅行為因為民御自愛專要ニ存候、老人のいらさる事ながら、君子言をいたすの談も有之候得者、聊為方ニもならんかと嘘の印迄、一言せんと拙き筆ニまかせ書き

本多忠升の『旅の夢』について

記るしぬ

一、性資平温にして、万事質素の御心入無此上徳義と、老人初家中一統難有之段仰申候

一、天質酒者勿論、鄭声など好まれる者、無此上幸福ニ候、家中の示にも相成、安慮いたし候

一、入国当分ハ、諸礼式其外巡見等種々の処にて、夫是繁用にも可有之、追々落付候得者、文武共家中の手本ニ相成候様御出精第一候

一、政事向之処、役人共と御談し、必遠慮無之様可被致候

下々申出候処、善悪ニかゝらず克々いれ置かれ候而勘考有之度候、言路閉塞不致様御心かけ可被成候

一、折々ハ、役人ハ勿論其外古老有志の向を相呼、相伴など申付、四方の嘶啼など被聞候様、文の一助と可相成候

一、乗廻し漁獵・遊山など、是又氣力を養ひ英意を發し、武の一助と可相成候

但し、漁獵遊山者怠情ニ流れ易く候処、不取失様肝要の事候

一、人に君たるもの文武の道明ニせずんは有へからず、殊更文道之修行専一之事ニ候、文とハ学問の事にて、道を我心に得るを申候、道を得とハ我性の元よりある道理を知覚するにて、慎実に心用ひ、誠を以て一心の主宰とし、朝暮誠懼謹独、昼夜の差別なく幽暗(か)の処にても見聞有か如く、正しく守を失ハさるにて、天の臨照止時なく、鬼神の傍ニ在すハ、常にして離るゝ事なし、善悪邪正顯然なれば、古人も対越在天と被申候而、平生天中に坐る如く、明白に我心ハ透通りたれハ、今日心ニ邪なく、一言一行も道理を得て天にはじさるを旨に樂候得者、所謂日新とも申へく、此上の事哉有へからず候

一、善悪邪正、人を知るハ君たるの第一ニ候、其人を知るハ修身にて候、我身を規矩手本として、人の善悪を見くらへ候へ者、おのつから明ニ分り可申候、自分闕くしてハ、鼻の先なる事も分り兼候、是者格物致知窮理にて、追々と明ニ相成可申候、中庸ニ此訳詳ニ教示され候、熟考有之候様いたし度存候

一、修身ハ一心の上ニあり、一心存在し放心なきを言なり、孟子も放心を求人たる第一の誠と被申候、心の取締間断なく、一正ニ落付いつも替らぬにて、此心掛を取失ハさる様ニとの深切の教諭にて候

右等の事共あまり敬敷心を用ひ、窮屈ニ落入、罔陋ニ成行候而ハ還て害も生し、又氣をつめ候者、病の起る事もありなん、随分寛やかに心

を用ひ、氷の解る如く迫々自得の場合ニ至り候ハ、無此上事と存候

一、右等の知覚、年来我等も苦しく存候故、少しも早く開けたらんニハ、心も安く万事ニ応して行つまりなく力を得る事ニ候得者、聊其端緒を申述候事なり、人々氣質ハ替り有とも、道理を得るニ差別ハ有之聞敷、是則一なる処にて学ひたらんニハ、必至れる訳ニ定り候、経書ニ確然と相見候、其々も学問ハ御勤可被成、追々御学ひ候得者、止んとしても不能ニ至り申へく、早く知覚こそ有かしと存候

一、小室江被參、嘸かし窮屈なる処と察入候、扱はち^(申)入候事ニ候得共、高ハ高丈のものにて、何事も行届兼、不自由万々と被存候、乍去是者平常の事にて、高丈の処と御承知可被成候、何卒家中ハ勿論、領分一統安休追々興起いたし候様、御心懸有之度候、年来老人も心懸候得共、元より不才愚蒙ニ候得者、万事不行届、今日の姿面目も無之事共候、扱先年々勝手向不如意之処嚴敷省略、本家江も相頼ミ世話相成、漸く近來少々取直之模様ニ相成候処、近頃異国船一条、在所兩度の大地震、又江都兩屋敷大地震にて大破、誠ニ前代未聞の有様、何とも当惑至極ニ候、又々大風雨にて、処々再度の大破筆紙ニ難尽、費用莫太之処、當時之模様共六ツケ敷勝手窮迫ニ落入候、此上深淵ニ入候面ハ、最早公務も無覺束、只今之内何とか工夫もいたし、又々嚴敷取締省略もいたし、取直しいたし度、追々役人共ヲ委細可申出候間、能々勘考御相談有之候様致し度候、養子ニ被參候初菴ヲ右様之処申候者、氣の毒万々ニ候得共、当家の主と被成候得者、不得止次第御承知なくしてハ不叶訳柄故、先荒増右之辺も申述置候なり

老人近來一段元氣も弱り、氣憶も薄く、物事甚危ふミ不揃成処も可有之と心配至極候、政事向之処大事ハ格別、大凡の処者家老共と御談し御取斗可被成候、老人江御談の処も不束成答等も難斗候間、御心つけ可被給候也

^(安政四)
丁巳六月廿五日

^(忠實)
本多内膳殿

尚又心付之処者無遠慮内談御中越可被成候、是れも心付候ハ、可申入候也

四、『旅の夢』小解

本書は三段に分けることができる。まず、前段は、序文にあたるものであるが、忠實初入部の勞をねぎらい、本書の意図を述べている。

本多忠升の『旅の夢』について

^(忠升)
同味翁

次に、中段には藩主としての心得と修養が諄々と説かれている。まず忠貫の資質について、「万事質素の御心入」「酒は勿論鄭声など好まれざるは、此上なき幸福」と称揚しているが、「鄭声」というのは野卑な俗曲のことで、これを好んで口にするのは、当時の若侍などの唾棄すべき弊風とみられていたらしい。当然、人君たるものは文武ともに家中の手本となることが期待されているのである。

政治向きについて、善悪にかかわらず下からの進言をうけとめ、言語の閉塞を戒めているのは、文化十一年の訓令にもあらわれている。特に故老の噂などまで文の一助としてとりあげよといい、また狩猟や遊山など、怠情に流れないようにと歯止めを加えながら、武の一助として奨励している。文武の名をかりて、家臣たちとの交わりにただならぬ熱意を示していることがわかる。

さらに、人君として文武の道を明らかにするため、とくに学問修業の心得を論じ、善悪邪正、人を知ること、そしてそれは修身により達せられることを懇切に説いている。忠升はここで格物致知の要諦を説き「中庸」の一読をすすめている。

但し、あまりに厳しく窮屈に過ぎては、かえって弊害を生じ、病気を発することもあるので随分ゆるやかに心を用い、氷の解けるように自得することをすすめているのは、さすがに十五歳の少年藩主に対する気づかいといえることができるであろう。

しかし、最後に、こうした知覚は少しでも早く開けた方がよいという。若い内に学問を手がけてたゆみなくやって行けば、学問から離れようとしても離れられないようになると訓えているのである。

下段には目前の藩政の具体問題を取りあげ、その覚悟をうながしているが、それは何としても財政困難と、その対策を課題とせねばならないはずであった。

忠升は、忠貫に定めて窮屈な所へ養子に來たものと感ずるのであると同情しているのであるが、たしかに忠貫の実家戸沢家の新庄藩は六万八千石余、内高一〇万三千石余とあるから、一万五千石の神戸藩では、「高は高だけのもので、何事も行届き兼ね不自山万々と感じられるであろうが、高だけの処と御承知願いたい」とことわりを述べている。

連年の財政不如意については、厳しい省略と本家の援助により、どうやら近年は少々取直しの氣運に向ったところへ、新事態の発生のため再び悪化した。「異国船二条」はいうまでもなく嘉永六年ペリー來航一件で、具体的には記されていないが、それをめぐる政情の不安、不時の支出、さらにそれに続く地震や風水害という自然災害のため、財政はいよいよ圧迫され、もはやこのままでは「公務も覺束なし」という有様であ

ると嘆いている。

最後に、政治向きに関しては、大凡のところは家老ともよく相談して取計らうように、自分に相談しても老衰のため適確な返答もできないかも知れないなどことわりながら、重ねて心付きの点でもあらば自分へも相談してほしいと付言している。

忠升がこの書を著したのは、剃髪して二月日、そしてその二年後に死去したのである。

おわりに

かくして、本書は近畿の譜代小藩の一例にしか過ぎないが、理想化された藩政の要諦が示されている。それを中心にして、不十分ながら幕藩関係、藩主家族、家臣団の統御までうかがうことができた。

しかし、藩政史研究ということになれば、さらに領民支配、とくに藩財政と税制・産業政策の部門などについて、さらに将来の研究にまたねばならぬと考える。